

フリーランス生活安定支援金 申請要領

令和2年6月1日

1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなっているフリーランスの保護者に対し、国の定額支援に加え、県単独で上乗せ助成を行うことにより、学校休業期間中の生活の安定を図ることを目的として、「フリーランス生活安定支援金」を支給します。

2 支給対象者

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」（以下「国支援金」という。）を受給した方で、県内に住所を有する方。なお、国支援金の支給対象者は、次の（1）から（6）のいずれにも該当する保護者。

（1） 次のア又はイのいずれかに該当する者であること

ア 小学校等のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条）又はこれに準ずる措置（以下「臨時休業」という。）を講じられたものに就学又はこれを利用している子どもの世話をした者

イ 小学校等に就学又はこれを利用している子どもであって、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染したおそれがあるとして小学校から登校等の自粛を認められた子どもの世話をした者

（2） 上記（1）のアについては臨時休業の前に、上記（1）のイについては子どもの世話をを行う前に、次のアからウのいずれにも該当する契約を発注者と締結していること

ア 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われていること

イ 発注者が存在し、業務従事・業務遂行等の態様、業務の場所・日時等について、当該発注者からの一定の指定を受けていること

ウ 報酬が時間を基礎として計算されるなど、業務遂行に要する時間や業務遂行の結果に個人差が少ないことを前提とした報酬形態となっていること

（3） 臨時休業が講じられた期間及び上記（1）のイの措置（以下「臨時休業措置」という。）に係る上記（2）の契約について、上記（1）の子どもの世話をを行うために、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめていること

（4） 雇用保険被保険者でないこと

（5） 労働者を使用する事業主でないこと

（6） 国家公務員又は地方公務員でないこと

3 支給対象期間及び支給対象日

国支援金と同じ。

ただし、国の受給対象日のうち15日を上限とします。

(参考) 国支援金

- ・ 支給対象期間
令和2年2月27日から令和2年6月30日までの間のうち、臨時休業措置が講じられた期間
- ・ 支給対象日
支給対象期間のうち、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめた日

4 支給額

支給対象日数に日額1,000円を乗じて得た額（支給日数の上限は15日）

(参考) 国支援金

- ・ 支給対象日数に日額4,100円を乗じて得た額（令和2年6月1日現在）

5 支給申請

(1) 支給申請期間

令和2年6月1日（月）から令和2年12月28日（木）

(2) 申請方法

- ① 助成金の受給を希望される方は、支給申請期間内に別添様式第1号「フリーランス生活安定支援金助成申請書兼請求書」（以下「申請書」という。）に記入及び押印等の上、下記②の証拠書類を添付して、「配達記録郵便」により、次の宛先に郵送してください。

[宛先] 〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目6-30
鹿児島相互信用金庫 営業戦略部

- ② 助成金の受給を希望する者は、上記①の支給申請を行う場合は、申請書に次のアからウまでに該当する証拠書類を添付するものとする。

ア 厚生労働省が発行する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給決定通知書」

イ 顔写真付きの身分証明書（例：運転免許証、パスポート等）

ウ 振込口座を確認する書類

通帳又はキャッシュカード（申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号、名義人が分かるものに限る）の写し

エ 上記以外に、手続に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

5 問合せ先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課 （電話）099-286-2935